

# 山梨県公報

第千二百八十七号

平成十四年

五月十六日

木曜日

## 目次

### 告示

救急病院等の認定	一六三
建築基準法に基づく道路位置指定	一六三
県営土地改良事業の完了(四件)	一六三
換地計画の決定	一六四
公告	
一般競争入札について	一六四
土地改良区役員の退任及び就任	一六五
公安委員会	
遊技機の型式の検定	一六六

## 告示

### 山梨県告示第二百十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十四年五月十六日

山梨県知事 天野 建

### 一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
巨摩共立病院	中巨摩郡櫛形町桃園三四〇番地

### 二 認定期間

平成十四年五月九日から平成十七年五月八日まで

### 山梨県告示第二百十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備えおいて縦覧に供する。

平成十四年五月十六日

山梨県知事 天野 建

### 一 道路の位置

中巨摩郡八田村下高砂字道下二三七番一、二三九番一、二三九番六、二五〇番一

### 二 道路の幅員

六・〇メートル

### 三 道路の延長

七三・三四メートル

### 山梨県告示第二百十九号

県営土地改良事業(上萩原第一地区畑地帯総合整備事業)の工事は、平成十四年三月二十八日をもって完了した。

平成十四年五月十六日

山梨県知事 天野 建

### 山梨県告示第二百二十号

県営土地改良事業(境川四期地区一般農道整備事業)の工事は、平成十四年三月二十六日をもって完了した。

平成十四年五月十六日

山梨県知事 天野 建

### 山梨県告示第二百二十一号

県営土地改良事業(柏尾地区ため池等整備事業)の工事は、平成十四年三月七日をもって完了した。

平成十四年五月十六日

山梨県知事 天野 建

### 山梨県告示第二百二十二号

県営土地改良事業(西保地区ため池等整備事業)の工事は、平成十四年三月二十九日をもって完了した。

平成十四年五月十六日

山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第二百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営担い手育成基盤整備事業（白州地区第五工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十四年五月十六日

山梨県知事 天 野 建

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年五月十七日から同年六月十三日まで

三 縦覧場所

白州町役場

四 異議申立期間

平成十四年六月十四日から同年六月二十八日まで

公 告

一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年五月十六日

山梨県知事 天 野 建

一 一般競争入札に付する事項

1 特定役務の名称及び数量

汎用コンピュータ、周辺機器等の賃貸借及びプログラム・プロダクト使用許諾権

一式

2 特定役務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 賃貸借及び使用許諾権の契約期間

平成十四年九月一日から平成十五年三月三十一日まで

4 履行場所

知事が指定する場所

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、月額として見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第九十八号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告に示した特定役務を平成十四年九月一日から確実に履行できる者であると知事が判断した者であること。

3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部  
情報政策課システム管理担当 電話〇五五 二二三三 一四二〇

2 入札説明書の交付方法

入札説明会及び入札説明会以後三の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十四年五月二十二日午前十一時 山梨県庁（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）北別館四階マルチメディアルーム

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十四年六月二十五日午後二時 山梨県庁（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）北別館四階マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の受領期限

平成十四年六月二十四日午後四時

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違

反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札  
その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）  
第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると知事が認めた入札者であつて、規則第  
百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有  
効な入札を行ったものを落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければな  
らない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

A general purpose computer ( mainframe) and periphery devices lease and license  
of program product

2 Date and time for tender

2:00PM June 25, 2002

3 Bureau in charge

Computer System Management Section, Information Policy Division, Planning  
Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1- chome  
Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1420

土地改良区役員 の 退任 及び 就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、箕輪  
堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつた。

平成十四年五月十六日

山梨県知事 天 野 建

一 退 任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	清水 剛	北巨摩郡高根町箕輪二一九七番地	平成十四年三月三十一日
	安達 智照	箕輪新町八四六番地	
	植松 靖	七三五番地	
	土屋 雅史	七六〇番地	
	小池 正宣	七七九番地	
	丸茂 寅雄	八一七番地	
	小林 三人	箕輪八七三番地	
	小林富士雄	九七六番地	
	塚越 昌延	二五五三番地	
	下條 重樹	二六六三番地	
	三井 宣昌	二二四九番地	
	清水 喜一	二一三一番地	
	清水 正也	一七二五番地	
	森下 肇	村山東割一〇三六番地	
	五味 勝平	箕輪五八八番地	
監 事	清水 昭	一七四三番地	
	安達 満	箕輪新町八三〇番地	
	丸茂 正晴	箕輪九八八番地	

二 就 任

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理 事	下條 東夫	北巨摩郡高根町箕輪二六二八番地	平成十四年四月一日
	安達 智照	箕輪新町八四六番地	

同	清水敏信	同	八六七番地	同
同	土屋 功	同	七四四番地	同
同	由井 清	同	七九五番地	同
同	坂本 増夫	同	八三一番地	同
同	小林 三人	同	箕輪八七三番地	同
同	丸茂 正晴	同	九八七番地	同
同	八巻 文	同	二五七二番地	同
同	中込 一男	同	一九九七番地	同
同	三井 竹也	同	二二二二番地	同
同	清水 斌	同	一八〇三番地	同
同	久津川 剛	同	一七一〇番地	同
同	森下 肇	同	村山東割二〇三六番地	同
同	清水三千夫	同	箕輪五三六番地	同
監事	丸茂 晃一	同	箕輪新町八〇八番地	同
同	下條 重樹	同	箕輪二六六三番地	同
同	三井 延美	同	二二二五番地	同

### 公安委員会

#### 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十條第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六條に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九條第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年五月十五日までとする。

平成十四年五月十六日

山梨県公安委員会

委員長 古屋 忠彦

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	検定番号
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目一二番地	ばちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一種特別電動役物) CRメイ ドインジ ヤパン楽 1	二〇〇一八五
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目一二番地	ばちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一種特別電動役物) CRメイ ドインジ ヤパン極 2	二〇〇一七〇
高砂電器産業株式会社 代表取締役 石井治夫 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	胴式遊技機 規則第六條第五号(別表第一種特別電動役物) イト ンラ	二四〇〇八六
高砂電器産業株式会社 代表取締役 石井治夫 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	胴式遊技機 規則第六條第五号(別表第一種特別電動役物) ゾロ メ3 30	二四〇一二〇